

会 議 録

会 議 名	令和 3 年度第 2 回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	既存通所事業所と同一敷地における日中サービス支援型共同生活事業所の新設に関する評価について
日 時	令和 3 年 1 0 月 1 5 日（金） （書面による審議を行った日）
書面による審議を行った委員の氏名	会長 加藤 満子、副会長 高峰 啓三、池田 亜由美、海老原 孝雄、大野 祐子、岡田 吉郎、金澤 敏行、柄澤 隆一、清本 健二郎、小林 公平、小俣 文宣、金剛寺 守、鈴木 恵太、鈴木 ひとみ、須田 光浩、清宮 絹江、田中 洋介、角田 敏雄、内藤 浩幸、中野 徹也、並木 徹、張替 初美、増田 雅樹、前堀 由佳、宮崎 英雄、山本 茂、吉岡 靖二、渡邊 宏治、渡邊 新吾
表決を辞退した委員の氏名	古賀 晴美
議 事	令和 3 年度第 2 回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の開催は、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による審議としました。 【発 送 日】令和 3 年 1 0 月 1 1 日（月） 【回答締切日】令和 3 年 1 0 月 1 5 日（金）
清本委員	施設の建築に当たり、生活の場と日中活動の場を分けることを想定し、十分な広さを有する建物になるようお願いしたい。
並木委員	夜間の職員の確保や、バックアップ施設等との円滑な連絡体制及び応援体制を構築し、支援に支障がないようお願いしたい。
増田委員	千葉県内の日中サービス支援型グループホームは、株式会社による運営が多く、社会福祉法人で運営している事例が少なく、参考事例になり得るため、利用者の募集や運営状況の問合せなど幅広い対応をお願いしたい。
加藤委員	多くの専門的スタッフが居ることで、安心して障がい者本人及び家族が利用できると思う。 通所施設のグループホームにおける夜間対応については、バックアップが大変だということは十分理解できる。隣接しているグループホームの職員と協力して、安心安全な運営ができるようお願いしたい。
	大変苦勞の多い運営になると想定されるが、真に現在

前堀委員	<p>困ってサービスを必要としている障がい者本人及び家族のために、是非とも実現してほしい。</p> <p>強度行動障害のある人への支援は個々により違うこと、時間をかけて様子を見た上で支援計画を立て、実行していくこと、対応する方々の共通理解を求められること、と細かい配慮が必要となるように思う。また、職員のバックアップは重要になると思う。障がいの重度化により、様々な対応が要求される、強度行動障害に対応する事業所として、十分に対応していけるものと感じる。</p>
池田委員	<p>緊急対応や職員の心理的負担軽減のために、バックアップ施設があること、またTEACCHプログラムなどの研修が充実しており、有資格者のアドバイスを受けられる体制が整っていることが評価できる。</p>
古賀委員	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）の第二百一条の六に、「日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。」との規定があり、その解釈通知にある「地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること。」という基準を満たさない可能性がある。</p> <p>今回の運営方針や活動方針からは、バックアップ施設を必要とするための敷地内新設と考えられるが、上記条例の基準に該当するか判断困難のため、表決しかねる。</p>
事務局	<p>⇒古賀委員の意見について、事務局からの説明</p> <p>千葉県条例において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業について定められているが、当該条例の解釈通知では、「日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)」が設けられている。</p> <p>この基準において、「知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、(中略)、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を知事に提出するものとする。」とされている。</p> <p>千葉県から令和2年6月2日付け障事第332号で通</p>

	<p>知のあったとおり、知事が必要と認める場合に「日中サービス支援型共同生活事業所と通所事業所を同一敷地内に設置しようとする場合」が該当することから、社会福祉法人は一とふるから依頼があり、本協議会に諮ったものである。</p> <p>審議の結果、賛成 29 名、反対 0 名、辞退 1 名により決定する。</p> <p>また、申請者である社会福祉法人に対し、委員の意見を集約した評価結果報告シートを送付することを決定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---